

富山市指令建指第 649 号

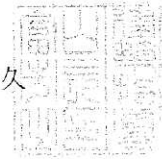
(R05開発019)

令和5年10月26日

申請者 住所 富山県射水市西高木1184番地

氏名 オダケホーム株式会社 代表取締役 小竹 秀子 様

富山市長 藤井 裕久



## 開発行為の許可について

令和5年09月20日 付けで申請のありました次の開発行為については、  
都市計画法第29条の規定により、許可します。

### 記

1 開発区域に含まれる地域の名称

富山市 下富居字稲荷割1番7 ほか26筆及び市有地

2 開発区域の面積

48,946.99 m<sup>2</sup>

3 予定建築物等の用途

分譲宅地(110区画)、商業用地(2区画)

(担当) 活力都市創造部 建築指導課 開発指導係

(TEL) 076-443-2104

## 開 発 行 為 に 対 す る 注 意 事 項 に つ い て

あなたが許可を受けられました開発行為については、次のことに注意してください。

1. 許可された建築物以外の建築物を建てることはできません。なお、用途の変更については、改めて許可を受けなければならないので、ご注意ください。
2. 開発許可に係る工事期間中については、開発行為許可標識（別紙規定の看板）を掲示してください。
3. 工事を取りやめた場合は、速やかに工事廃止の届出書を提出してください。
4. 建築物を建築しようとするときは、開発行為完了公告後に建築基準法に基づく建築確認を受けてから着工してください。
5. 開発行為に係る工事が完了したときは、必ず工事完了届を提出して検査を受けてください。工事完了届を提出する際には、工事施工者の氏名、住所を記載した調書（別紙）とA4若しくはA3サイズの開発区域図（区画割の入ったもの）及び土地利用計画図を提出してください。また、図面については許可申請時に作成されたものを利用してください。
6. 工事が未完了であったり、許可の内容と相違していると、検査済証の交付及び工事完了公告ができません。なお、申請に変更を伴った場合は、変更手続きが必要となりますので、事前に協議をしてください。
7. 分譲宅地については、宅地開発指導要綱に基づく、工事着手届、工事工程届を提出してください。

40センチメートル以上

# 開発行為許可標識

許可 令和 年 月 日  
番号 第 年 月 日  
日号

工事の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		
工事場所の所在 及び地番			
施工面積			
建築物の用途			
事業主の住所及び 氏名		電話	
工事施工者の住所 及び氏名		電話	
設計者氏名		工事現場管理者氏名	

◎工事場所の見やすいところに掲示してください。

◎木製で白地に黒のペンキで書いてください。

30センチメートル以上

別記様式第四（第二十九条関係）

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

富山市長 殿

届出者 住所  
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域  
又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日 第 号
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日 第 号

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
  - 3 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第五（第二十九条関係）

公共施設工事完了届出書

年 月 日

富山市長 様

届出者 住所  
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事(許可番号  
第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。 年 月 日

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域  
又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 ※印のある欄は記載しないこと。

令和 年 月 日

富山市長 様

## 帰属業務手続の確約書

が富山市 地内において行う開発行為に  
伴う都市計画法第40条の規定に基づき富山市への公共施設の帰属手続を下記  
のとおり行う事を確約します。

記

(開発内容)

- 1 申請地
- 2 面積
- 3 帰属内容 (道路・公園・集会場用地)
- 4 手続完了年月日

(受託者)

土地家屋調査士  
(電話)

印

富山市指令建指第 649 号

(R05変更017)

令和6年03月29日

申請者 住所 富山県射水市西高木1184番地

氏名 オダケホーム株式会社 代表取締役 小竹 秀子 様

富山市長 藤井 裕久



## 開発行為の変更許可について

令和6年03月06日 付けで申請のありました次の開発行為については、  
都市計画法第35条の2の規定により、許可します。

### 記

1 開発区域に含まれる地域の名称

富山市 下富居字稲荷割1番7 ほか26筆及び市有地

2 開発区域の面積

48,946.99 m<sup>2</sup>

3 予定建築物等の用途

分譲宅地(110区画)、商業用地(2区画)

(担当) 活力都市創造部 建築指導課 開発指導係

(TEL) 076-443-2104